

## 経済自由化と情報公開

1981年であったと思う。ワシントンに本部を置き、発展途上諸国の経済開発を支援する国際機関である世界銀行での、私の最初の仕事が中国の産業連関表の推計であった。中国は世界銀行に加盟したばかりで、世界銀行では中国の経済について知識を蓄積するために、多くの中国関係の研究プロジェクトが開始された。もちろん、私の所属していた調査部だけではなく、中国に対して資金供与を行う部署などでも中国に関する情報収集が活発に行われるようになった。中国から研究者がきて、共同研究も進められ、世界銀行では中国一色といった感じがあった。

当時、中国政府は「経済4倍化計画」を策定し、1980年から2000年の20年間で生産高を4倍にするという目標を発表した。20年間で生産高を4倍にするためには、その間、年平均7パーセント強で生産を伸ばさなくてはならない。78年の開放化以来、7パーセント以上の生産増加を記録していたとはいえ、20年間の長期間にわたって、7パーセント以上の生産増加を達成した国は韓国、台湾などごく少ない。そこで、世界銀行としても、中国政府の「経済4倍化計画」の実現可能性について調査することになった。

経済計画を作成するにあたって、各国政府、世界銀行などでは様々な経済モデルを使ってきた。私の所属していた調査部では、当時、産業連関表を用いて、各国における経済構造の変化などの分析を行っていたこともあって、産業連関表をベースとした経済モデルを作り、それを用いて「経済

4倍化計画」の実現可能性について研究を行うことになった。産業連関表を用いるというアイデアの裏には、中国は中央計画経済体制であるので、産業連関表を用いて、経済計画が作成されているに違いないという我々の思い込みもあった。

産業連関表を用いたモデルを作成するにあたって、まず初めに、中国政府に産業連関表を提供してもらえるように要求した。我々は、もちろん、すぐに手に入るものだと思っていた。しかし、彼らの返事は、産業連関表はあるのだが、国家機密であるので、提供できないというものであった。ここから、我々による中国の産業連関表の推計作業が始まった。

推計にあたって3つの戦略をとった。一つは、それまでに行われた中国の産業連関表に関する分析を集めることである。中国経済の専門家の話から、CIAで推計が行われたことがわかった。さっそく、CIAに連絡をとり、推計された中国の産業連関表を取り寄せた。細かな産業分類の産業連関表ではあったが、1956年を対象としたものであったので、そのままでは使いものにはならなかった。しかし、推計にあたって参考にした。第二の戦略は様々な統計資料から、なるべく多くの財についての生産と投入に関する情報を集めることであった。正攻法である。「中国統計年鑑」をはじめ、多くの統計資料を用いて情報を集めたが、経済全体をカバーするには十分な情報は入手できなかった。

第三の戦略は、中国経済と似た第3国の産業連

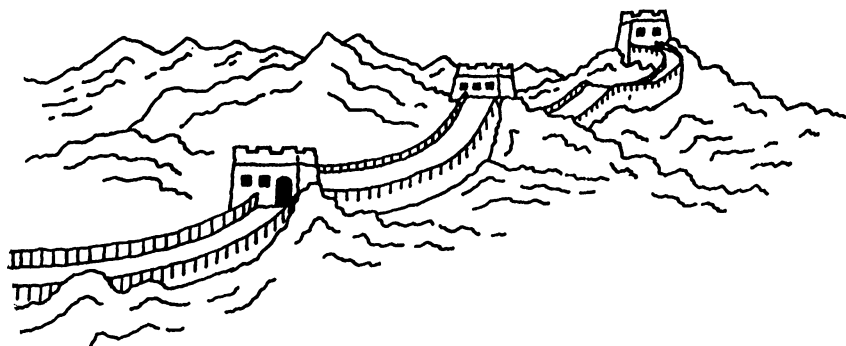
早稲田大学社会科学部教授 浦田 秀次郎

関表を使って、推計に役立てるという方法であった。中国と経済体制の似ているソ連が自然と候補にあがった。当時の冷戦下において、CIAをはじめ、多くの機関がソ連の産業連関表の推計を行っていた。ソ連の産業連関表に関する専門家の中で、南部のある名門大学で教えているT教授が最も信頼性の高い情報をもっていることがわかった。彼に連絡をとり、彼の推計した産業連関表を頂いた。推計方法に興味があったので、その方法を尋ねると、ソ連から亡命した統計の専門家や学者が情報を提供してくれるとのことであった。彼は、推計で最も自信がないのは、機密度の高い重化学工業部門であると言っていた。

以上の3つの戦略を用いることから得た情報をもとに、中国の産業連関表を推計した。推計した産業連関表の信憑性しんぴやうせいをチェックするために、中国側に我々の産業連関表に対するコメントを求めたが、正式なコメントはかえってこなかった。そこで、中国の経済学者、統計部の職員たちとインフ

ォーマルなセミナーを開き、やっと、インフォーマルなコメントを得た。それらのコメントを考慮して再推計した産業連関表を用いて、「4倍増計画」の実現可能性を検討した。我々の結論は、ある程度の生産性の伸びが確保できれば、十分に目標は達成できるというものであった。

その後、経済自由化政策が実施されたことで、中国の産業連関表も公表された。我々の推計した産業連関表とは産業分類、対象年度なども違うので、厳密な比較はできない。もう少し早く公表してくれたならば、時間が節約できただけでなく、より正確な分析ができたと残念に思う一方、情報が限られていたことで、様々な方法で統計を推計せざるをえず、その結果、中国経済に対する理解も少しは深まったのではないかという思いもある。ともあれ、中国経済は、現在までのところ、我々が分析したように2000年への目標に向けて、快調に躍進している。





## 平成6年 サービス業基本調査について

### 調査の目的

サービス業基本調査は、我が国におけるサービス業事業所の産業、従業者規模等の基本的構造並びに経済活動及び業務の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

この調査は、平成元年に初めて実施したものであるが、近年の我が国経済のサービス化が一段と進展する中で、より新しい資料の必要性が高まってきたことから、今回、2回目の調査として実施するものである。

### 調査日

調査は、平成6年11月1日現在によって行う。

### 調査の範囲

#### 1. 調査の地域

原則として全国の市町村とする。

ただし、人口3万未満の市及び町村については、一部市町村を調査地域から除外する。

#### 2. 調査の対象

##### (1) 調査の対象産業

日本標準産業分類に掲げる「大分類L—サービス業」に属する次の産業中分類の民営の事業所(以下「事業所」という。)を調査対象とする。

産業中分類72—洗濯・理容・浴場業

同73—駐車場業

同74—その他の生活関連サービス業〔ただし、産業小分類741—家事サービス業(住込みのもの)及び同742—家事サービス業(住込みでないもの)を除く。〕

同75—旅館、その他の宿泊所

同76—娯楽業(映画・ビデオ制作業を除く)

同77—自動車整備業

同78—機械・家具等修理業(別掲を除く)

同79—物品賃貸業

同80—映画・ビデオ制作業

同81—放送業

同82—情報サービス・調査業

同83—広告業

同84—専門サービス業(他に分類されないもの)

同86—その他の事業サービス業

同87—廃棄物処理業

##### (2) 調査対象事業所

調査対象事業所は、次に掲げる事業所とする。

ただし、「平成6年特定サービス産業実態調査」(通商産業省が平成6年11月1日に実施予定)の調査対象事業所については、調査対象から除外し、結果の集計に際し同調査の結果を利用することとする。

##### ① 従業者規模100人以上の事業所

平成3年事業所統計調査における従業者規模100人以上の事業所については、全数調査とする。

##### ② 従業者規模10～99人の事業所

平成3年事業所統計調査における従業者規模10～99人の事業所の中から約7万5千事業所を抽出して調査する。

##### ③ 従業者規模10人未満の事業所

平成3年事業所基本調査区の中から、約29,000調査区(以下「指定調査区」という。)を抽出し、指定調査区内に所在する平成3年事業所統計調査における従業者規模10人

未滿の事業所を全数調査する。

なお、平成3年事業所統計調査以降、平成6年事業所名簿整備調査までの間に新設された事業所については、指定調査区内に所在するものを従業者規模に関係なく全数調査する。

### 調査事項

調査票により、次の事項を調査する。

#### 1. 全事業所に関する事項

- ・ 事業所の名称及び電話番号
- ・ 事業所の所在地
- ・ 経営組織及び資本金額
- ・ 本所、支所の別
- ・ 事業所の開設時期
- ・ 事業所の開設形態
- ・ 事業所の従業者数
- ・ 事業収入金額、経常経費総額、給与支給総額、設備投資額、事業の種類・収入割合及びサービスの提供先別割合

#### 2. 個人に対するサービスの提供割合が30%以上の事業所に関する事項

- ・ 事業所の営業時間
- ・ 事業所の定休日
- ・ 業務の忙しい曜日、月

### 調査の系統

総務庁長官—都道府県知事—市町村長—指導員—調査員—調査事業所

### 調査の方法

調査員は、10月24日から31日までの間に、受持ち調査区内を巡回して『平成6年サービス業基本

調査調査事業所名簿』に登載されているすべてのサービス業事業所を確認し、各事業所に調査票を配布して事業主又は事業主に代わる者に記入を依頼する。また、11月1日から7日までの間に、再度各事業所を訪問して調査票を取集する。

### 集計

集計は、総務庁統計センターにおいて、次の事項を全国、都道府県、地方圏、東京都区部・政令指定都市、県庁所在市、人口30万以上市別に、また、各都道府県を人口5万以上市部と人口5万未満市町村部に分けて集計する。(ただし、人口5万未満市町村部における事業所数比率が極めて低い東京都、神奈川県、大阪府については人口5万以上市部についてのみの集計とする。)

- ・ サービス業事業所に関する総括的な事項
- ・ 営業収支及び設備投資に関する事項
- ・ 開設状況に関する事項
- ・ 主産業・従産業に関する事項
- ・ サービスの提供先に関する事項
- ・ 営業時間、定休日及び繁閑状況に関する事項

### 結果の公表及び利用

調査の結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は結果原表の閲覧をもって公表する。

報告書は、各省庁、都道府県、市区町村のほか全国各地の主要図書館、研究機関などにも送付され、我が国のサービス業の見取図として、産業経済施策など各種行政施策の企画・立案、評価、将来予測などの基礎資料として利用されるとともに広く国民一般の利用に供される。

(統計課・消費生活グループ)